

岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事意見

令和3年1月21日

1 総論評価

(1) 事業計画について

- ① 本事業計画は、岡山県西部衛生施設組合を構成する3市2町全域のごみ処理を行う施設を整備することを目的に、既存の里庄清掃工場及び井原市クリーンセンターを集約するものであり、施設諸元や工事計画に係る詳細については準備書で明らかにするものとされている。
環境影響評価の適切な実施のため、準備書の作成に当たっては、事業計画を可能な限り明らかにするとともに、事業実施に伴う環境影響については、より一層の負荷の低減に努めた事業計画とし、岡山県廃棄物処理計画をはじめ、関係する諸計画との整合を図った事業計画とすること。
- ② 工事計画において、設置予定範囲にあるストックヤード棟の解体・撤去を明確に位置づけるとともに、必要に応じて適切な環境保全対策を講じること。
- ③ 対象事業実施区域の周辺には、微小粒子状物質及び光化学オキシダントの環境基準を達成していない大気環境測定局があることを踏まえ、現行施設と計画施設の同時稼働による重複影響を低減させるため、現行施設と計画施設が同時に稼働する期間が可能な限り短くなるような工程計画とすること。
- ④ 計画地の選定理由として、周辺の施設等での余熱利用が見込まれることや、余熱を利用して発電することを掲げていることから、施設計画の具体化に伴い、余熱利用方法や発電効率など具体的な廃棄物エネルギーの利用計画などを検討し、準備書で明らかにすること。
- ⑤ 準備書作成に当たっては、施設規模の算定について、現処理施設の処理実績量も併せて明らかにするとともに、計画処理量として見込んだ災害廃棄物処理量の設定根拠や、災害廃棄物の受入に適応した施設設計となっているかどうかについても併せて明らかにすること。

(2) 地域住民の理解について

事業実施に当たり、事業計画に関する情報を積極的に開示するとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう十分に配慮すること。

また、準備書では、作成時点で最新の資料を用いるほか、図表を多用するなど、縦覧図書として住民にも配慮したものとすること。

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

(ア) 大気質

公害防止計画のうち「大気汚染」に係る排ガスに関する諸元について、現施設から大幅に低い自主基準値を設定しているように見えるが、「排ガス自主基準値」とは、廃棄物処理法上の維持管理基準に相当するものか、あるいは当該値を超えた場合、燃焼管理等を強化しようとする値なのか不明瞭なので、準備書では誤解のないよう示すこと。

(イ) 大気質・騒音・振動

現在建設中の一般国道2号玉島・笠岡道路及びその他のアクセス道路整備後は、当該道路も搬入出ルートとして利用する計画としていることから、これらの道路の整備状況も踏まえて工事用車両及び搬入廃棄物車両のルートを設定した上で、将来交通量を推計すること。

イ 水環境（水質）

水質の評価方法について、環境基準の水域類型が指定されていない水域に放流する場合は、適切な環境保全目標を設定の上、評価を行うこと。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

○ 動物・植物・生態系

動物・植物・生態系について、実施計画書では底生動物以外は調査範囲しか示されていないが、調査ルートや調査地点の決定に当たっては、専門家に意見を聴くなどにより、現状を適切に把握できる現地調査を実施した上で、予測・評価を行うこと。

(3) 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

○ 景観

今後の事業計画の具体化に伴い、計画施設と現行施設が同時に存在する期間が長期に及ぶと判断される場合は、景観に対する影響がより大きくなると考えられる、両施設が存在する時点でのフォトモンタージュを併せて作成し、評価を行うこと。

(4) 環境への負荷の低減

○ 温室効果ガス等

計画施設は、既存の里庄清掃工場及び井原市クリーンセンターを集約した施設であるが、温室効果ガスの排出量については、既存の両施設の合計と比較して十分低いものとする。

また、施設の廃熱利用計画を明確に定めることにより、温室効果ガス等の削減量についても予測・評価を実施すること。

さらに、工事の実施や施設の供用に際しては、工程管理や施設の運営・管理を適切に行うことにより、温室効果ガス等の排出を確実に低減させる計画とすること。